

研究ノート

農家民泊の勧誘過程と阻害要因について

神奈川県大井町相和地区を事例として

岩橋伸行*

The Role and Limitations of the Local Network in Recruiting Farmers for
Accommodation Project
: A Case Study on the Souwa Area of Oi Town, Kanagawa

Nobuyuki Iwahashi

要旨

2000年代に入り農山漁村の振興および児童教育での体験学習推進の観点から、農山漁村での民泊や農山漁村体験の取り組みが進められてきた。2016年には全国の小中学校の約3分の1の学校がその取り組みに参加するまでになっている。この動きを受けて従来修学旅行や林間・臨海学校の受け入れを行っていた地域はもとより、今まで観光地ではなかった農山漁村においても民泊受け入れを模索する地域が出てきた。

本稿では教育旅行における農家民泊推進の動きを整理したうえで、教育旅行・観光客の受け入れ実績の無かった地域での農家民泊事業の取り組みを明らかにする。

本調査は、神奈川県足柄上郡大井町相和地区で進められている農村体験事業において、農村体験事業および民泊事業が進められた背景、民泊受け入れ家庭の勧誘過程を明らかにしたものである。また受け入れを断った家庭にどのような阻害要因があったのか、神奈川県大井の里体験観光協会への調査を基に分析した。

1. はじめに

近年、農家民泊（以下「農泊」とする）の推進は、拡大が続いているインバウンドの受け入れ先という文脈で語られることが多くなった。農泊を推進している農林水産省は、2018年度食料・農業・農村白書（以下「農村白書」とする）の中で農泊の推進について「増加する訪日外国人旅

* 東海大学観光学部観光学科特任教授
投稿日 2019年11月10日 受理日 2020年1月11日

行者は、訪問時期が土曜日・日曜日や我が国の祝祭日に集中せず、1人当たりの消費支出が国内観光客に比べて高いことから、農泊を行う地域においては、その誘致を重要視しています」と書いている。これは、訪日外国人旅行者を2030年には6,000万人まで増加させ、地方部に展開するという国の方針と、今まで農泊の主な対象であった都市農村交流にはいくつかの課題があったためである。農村白書では「教育旅行等の都市農村交流においても、その持続可能な経営の実現に向けて農泊との連携が進んでいます」とその必要性を書いており、一方、従来の都市農村交流では、修学旅行等の期間が限定されることや価格設定が低いこと等の課題があったとしている。また、今後持続的なビジネスとして行っていくため、教育旅行に加えて個人旅行者や訪日外国人旅行者の受け入れ環境を整備すること等、農山漁村振興交付金を活用した農泊推進対策を実施し、2020年までに全国500地域で持続的なビジネスとして農泊を実施できる地域を創出することを目指すとしている。

従来農泊の中心となってきた教育旅行は、2008年農林水産省、総務省、文部科学省の3省連携事業として子ども農山漁村交流プロジェクトとして始まり、全国の小学校で農山漁村の宿泊体験が広まることを目指して進められてきた。2018年に文部科学省により公表された農山漁村体験活動実施人数等調査結果によると、2016年度に行われた宿泊を伴う農山漁村での体験活動には小中高の児童・生徒が757千人参加しており、参加校数は小学校6,585校、中学校3,055校、高等学校593校と、小中学校では概ね3分の1の学校でその取り組みが行われている¹⁾。

このように体験教育の受け入れ先として定着し、訪日外国人旅行者の受け入れが期待される農泊だが、農山漁村が抱える人口減少や高齢化という問題から、農泊自体の担い手不足という構造的な問題が見えてくる。

本稿では、現在神奈川県足柄上郡大井町相和地区で行われている農泊・農業体験事業の取り組みを事例として農泊受け入れ家庭の勧誘過程を明らかにし、併せて農泊受け入れの阻害要因について大井町相和地区等への調査により明らかにしていく。

2. 調査方法

- ①教育旅行においてどのように農村体験が取り入れられてきたのか、また教育旅行の農泊について受け入れ側がどのような認識を持っているのか、先行研究をもとに文献調査をし、整理しておく。
- ②受け入れ家庭を広めていく勧誘過程について大井町役場および（一社）神奈川大井の里体験観光協会へ調査を実施する。
- ③受け入れ家庭に参加しない参加阻害要因および受け入れ決定のキーパーソンは家庭内の誰かという点について、（一社）神奈川大井の里体験観光協会へ調査を実施し検証する。

3. 教育旅行における農泊体験

1991年に発行された平成2年度農業白書において、都市農村交流活動について「こころのふれ

あい、子どもへの教育効果等で効果が認められる一方、受け入れ施設・体制が不十分」と評価されており、今後の取り組みとしてイギリスで行われているグリーン・ツーリズム、ドイツでの農家民宿の整備等の海外事例を取り上げながら、農村地域の持つ自然環境、伝統文化等地域資源を活用した農村型リゾートの必要性が指摘された。このように当初は大人を含む都市部住民を対象として考えられていた農村体験・農泊が、その後教育旅行に力点が置かれるようになった。そこに農山漁村側および教育側にどのようなニーズがあったのかを整理しておく。

3.1 農山漁村側のニーズ

農山漁村での宿泊体験は、農山漁村側の都市農村交流の一環としてその取り組みが始まった。小野（2015）はその取り組みについて次の5期に区分している²⁾。

第Ⅰ期（1971年～）都市農村交流の萌芽期

自然休養村整備事業の実施による自然休養村と観光農園の設置

第Ⅱ期（1984年～）都市農村交流政策化期

都市と農村の交流促進事業による交流施設の増加

第Ⅲ期（1994年～）農林漁業体験民宿政策化期

「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律」の制定

第Ⅳ期（2003年～）農家民宿・民泊促進期

農林漁業体験民宿の規制緩和

第Ⅴ期（2008年～）宿泊体験拡大期

「子ども農山漁村交流プロジェクト」の実施

上述のとおり1970年代から都市農村交流に対する施策が始まったが、その背景には1950年以降減少し続ける農家戸数、1975年の公表以来2000年代まで拡大し続ける耕作放棄地の問題がある。この農家戸数の減少や耕作放棄地の増加に表されるように、農村地域では専業農家の減少、就農者の高齢化等、従来の地域コミュニティを維持していくことが難しくなっていた。1985年に発行された昭和59年度農業白書では農村社会の変化として、都市周辺部での農家戸数の急減、平地農村での兼業化・高齢化、山村部での人口減少・高齢化といった課題をあげる一方、ふるさと村づくり、小中学校の移動教室、農園利用等を通じた都市と農村の交流等が地域を活性化している事例として取りあげている。このように農村地域の抱える地域コミュニティ維持に対する一施策として都市部との交流活動が検討されるようになった。

そして、農山漁村における宿泊体験について、小野は第Ⅲ期にあたる1994年に「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律」（略称「農山漁村余暇法」）が制定され、これが推進の契機になったとしている。この時期の対象者は大人を含む一般顧客であったが、その後1998年農林水産省と文部省は農業体験学習を推進するため連携することとし、2002年度から農林水産省と文部科学省は連携して子ども農山漁村体験の施策を開始した。

3.2 教育側のニーズ

地域や家庭の変容によりしつけや社会規範の学びが希薄化し、児童生徒の問題行動が社会問題となり、教育課程の中で「社会性」を育む必要性が高まってきた³⁾。

このような背景から 2001 年学校教育法の一部改正があり「小学校においては、前条各号に掲げる目標の達成に資するよう、教育指導を行うに当たり、児童の体験的な学習活動、特にボランティア活動等社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の充実に努めるものとする」⁴⁾（中高に準用）という条文が追加された。そして 2002 年文部科学省から「体験活動事例集－豊かな体験活動の推進のために－」が発信され、その中で体験活動について「体験活動とは、文字どおり、自分の身体を通して実地に経験する活動のことである。（中略）今日、とりわけ『直接体験』をどのように豊かにしていくかということが大きな課題となっている」と指摘した。また、「平成 14 年度からは、国、都道府県、市町村において、幅広い関係機関・団体と連携等を図る協議会を組織する」と他省庁等と連携していくことを示唆している。

そして、2008 年文部科学省・農林水産省・総務省によって「子ども農山漁村交流プロジェクト」が実施された。この取り組みは小学生の農山漁村宿泊体験活動への助成事業であり、農林漁家が営む民宿あるいは民泊に 1 泊以上宿泊し農山漁村体験を行うものである。このプロジェクトはその後、環境庁・総理府も加わり、現在まで継続して進められている。小野（2015）は「この事業によって農山漁村での受け入れ地域の整備が図られるとともに、小規模簡易宿泊営業や民泊形態での宿泊体験受け入れ者が急増することになる」⁵⁾としている。

上述したように、農山漁村側・教育側の双方にニーズがあり、2000 年前後から連携が始まった。現在では小学校にとどまらず中学校・高等学校においても農泊体験が行われるようになり、農泊体験の主な利用者は教育旅行の児童・生徒となった。

4. 農泊に関する先行研究

本章では、農泊に関する調査・研究を分析し、農泊体験に対する教育側の意識、受け入れる地域側の意識や課題等について整理しておく。

4.1 農泊体験に対する教育側の意識

宿泊体験の学校側ニーズについて、鈴木（2017）は二つの側面があるとしている。第一に「普段の教育現場では実現の難しい少人数による宿泊が子どもの自立性や創造性を培う」、第二に「通常学級とは異なる場における子ども同士の集団生活が子どもの協調性や社会性を培う」⁶⁾とし、それぞれのニーズにより適した受け入れ施設も異なる。第一の「少人数による宿泊」に対しては既存の宿泊施設ではなく「農林漁家主体の新規取組地域」が適しており、第二の「集団生活」に対しては多人数を受け入れる施設が必要のため「既存民宿や旅館を多く抱える観光地転換型地域」が適している。ただ「学校側の集団性を重んじる集団宿泊に対するニーズと少人数宿泊に対するニーズは併存関係にある」ため、実際には、二つのニーズのいずれかに重点を置きながら宿泊先

を選択していると考えられる。このように農泊には「子どもの自立性や創造性を培う」という効果が期待されるが、学校側はどのような効果を感じているだろうか。

文部科学省は 2009 年度の「農山漁村におけるふるさと生活体験推進校」の実施校 306 校に対し、農山漁村での宿泊体験活動による教育効果について調査を行った。調査の中で「宿泊先として、農林漁家での宿泊(いわゆる「民泊」)の有無」について分析しており、民泊体験の有無によりどのような教育効果に相違があったかを報告している⁷⁾。

評価としては、農林漁業体験では学習意欲の向上、人間性・社会性やモラルの育成に効果があるが、効果を高めるためには一定のまとまった時間が必要であり、半日以上の実験時間を確保するため農林漁家での宿泊を伴った活動が重要としている。そして、民泊体験の効果について、「マナー・モラル・心の成長」「学習意欲等」「食育」の項目で民泊の効用を評価している。

総括的には、「今回の教育効果調査では、体験活動のプログラムについて、それぞれの活動内容ごとに期待される教育効果が様々であることが改めて確認された」と肯定的に評価している。また、活動日数について「宿泊体験活動を実施するにあたっては、概ね 3 泊 4 日以上の日数を確保しなければ、期待された効果が得られる理想的な活動内容を実施することは困難である」としており、農泊等の必要性が意識されている。

以上のとおり、学校側は農泊体験に対して一定日数の確保を前提としながらも教育的効果を評価しており、今後もこのニーズは継続すると考えられる。

4.2 農泊体験に対する受け入れ地域側の意識

小野・鈴木(2015)が実施した「教育交流における宿泊体験の取り組みに関する意向調査」の結果を基に受け入れ地域側の意識について見る。この調査ではホテル・旅館業や一般簡易所を含めて分析がなされているが、ここでは本稿のテーマに関連する民泊と小規模簡易宿所営業⁸⁾について述べる。

同調査は「子ども農山漁村交流プロジェクト」に登録している地域協議会に参加しているすべての農林漁家・宿泊業者を対象とし質問紙調査を実施した。有効回答数は 1,873 件(有効回答率 45.1%)であった。まず宿泊業としての営業区分を見ると、農林漁家に認められる小規模簡易営業(以下「農家民宿」とする)と民泊で 66.8%と 3 分の 2 を占めており、受け入れ施設の大半がこの区分に該当することがわかる。また、経営者の年齢割合は 60 歳以上が 67.8%を占めており、農山漁村地域の高齢化を表すとともに、受け入れ事業の今後の継続性について課題となることが推測される。

次に「参加の目的」「参加の効果」および「課題」の分析結果について示したい。

宿泊体験を受け入れた目的では、「農山漁村に関心・活気」が 40%台と最も高く半数近い人たちが地域の活性化のために参加している。一方「所得・観光振興」は 10%程度と目的とされていない

表 1 同調査の回答者属性

営業許可区分別割合 (%)		経営者年齢割合 (%)	
ホテル営業	0.3	40 歳未満	2.5
旅館営業	17.8	40 歳代	6.1
一般簡易営業	15.2	50 歳代	23.6
小規模簡易営業	16.2	60 歳代	45.8
未取得(民泊)	50.6	70 歳代以上	22.0

出典:「教育交流における宿泊体験に関する意向調査」
より筆者作成

表 2 宿泊体験受入れの目的 (%)

	農家民宿	民泊	全体
所得向上	8.7	2.9	7.9
地域の観光業振興	4.0	8.6	9.1
交流人口増加・交流を楽しむ	12.7	12.6	12.1
子ども教育を通じた社会貢献	20.0	20.1	19.7
農山漁村に関心を持ってもらう	32.7	28.4	27.8
農山漁村の活気再生のため	15.3	15.2	15.5
行政等からの要請に応える	3.3	10.6	6.3
その他	3.3	1.4	1.6

出典：「教育交流における宿泊体験に関する意向調査」より筆者作成。

*全体とは、農家民宿・民泊にホテル・旅館・一般簡易宿営業を加えたデータをいう。

表 3 宿泊体験受入れによる効果 (%)

		農家民宿	民泊	全体
収入への効果	経営に不可欠な収入源	3.5	3.1	7.3
	やや重要な収入源	17.4	6.8	14.1
	経営の足し程度	49.6	26.6	35.6
	足しにはならない	29.5	63.5	43.1
地域への効果	大いにある	5.2	1.2	3.1
	たまにある	37.7	24.4	28.6
	たまにある&あまりない	38.5	47.4	45.8
	あまりない	16.9	19.5	17.3
	ほとんどない	1.7	7.7	5.2

出典：「教育交流における宿泊体験に関する意向調査」より筆者作成。

ことがわかる。なお、民泊では「行政等からの要請」が10%あり、受け入れ家庭拡大に向けて行政等が勧誘していることが見て取れる。

受け入れ効果について、収入面では「重要な収入源」としているのは、農家民宿で20%程度、民泊では10%程度であり、農林漁家にとって児童・生徒の受け入れによる収入面での効果は生じていない。これは前述した受け入れ目的においても明らかであり、農林漁家の目的は地域の活性化にあると言える。次にその地域への効果についてどのようにとらえているか。農家民宿では「あまりない・ほとんどない」が18.6%に対し「大いにある・たまにある」が42.9%と肯定的にとらえている割合が高いが、民泊では「あまりない・ほとんどない」が27.2%に対し「大いにある・たまにある」が25.6%と肯定的とは言えない結果になっており、今後受け入れ家庭を増やしていくためには既存参加家庭への支援をさらに行っていく必要がある。

受け入れ家庭が最も苦慮しているのは食事での対応である。受け入れに慣れない家庭では子どもたちを客扱いし、もてなし料理を考える、食材を買いそろえる等に悩んでおり、地域の受け入れ主体がメニュー作りの指針を示すことが求められる。また子どもたちとの接し方や受け入れ主体・学校との連携不足があるといった対人関係の指摘もされている。農林漁家は受け入れ経験が少ないことを前提に受け入れ主体が事前の情報提供や相談窓口を設ける等、受け入れにあたっての心理的ハードルを下げる必要がある。

以上、受け入れ家庭の状況や参加目的・課題等を見てきたが、施設形態としては民泊・農家民宿が全体の3分の2を占め、民泊家庭等の過半は農山漁村への関心・活性化、子ども教育等、地域や社会への貢献を目的に参加している。また受け入れ経験が少ないためメニュー作り等初歩的なことにも苦勞をしており、受け入れ主体のサポートが求められている。今後の受け入れ家庭拡大には、既存の受け入れ家庭からのクチコミが重要であり、受け入れにあたっての指針提示や相談窓口の設置等既存家庭への支援体制が民泊等拡大の鍵になると言える。

教育旅行民泊の先進事例として沖縄県伊江村があげられるが、藤本・内藤（2013）は伊江村の民泊体験型観光の特徴を「多様な生活文化体験を実施している」⁹⁾「観光協会が中間支援組織として機能している」¹⁰⁾「受け入れ民家の主体的な参加と協力が民泊体験型観光を魅力的なものにしている」¹¹⁾と分析している。そして経済的効果として、直接的な体験泊料や村営フェリー運賃の他受け入れ時の食材費（村内調達率が 90%超）等の間

表 4 食事・宿泊提供上の課題（複数回答）（%）

		農家民宿	民泊
食事	好き嫌い・アレルギーへの対応	76.1	68.1
	食事メニューに苦勞、食材コスト高	30.3	40.6
対人	子どものけんか・いじめの対応	35.3	23.6
	おねしょの可能性のある子に配慮	9.5	8.7
	他の受入主体や学校との連携不足	26.4	24.9
家庭内	連日受入時に寝具等のクリーニング代が負担	15.9	14.8
	トイレ・風呂などの設備古い	11.4	12.2
	体が休まらない、家族の時間が持てない	9.5	8.7

出典：「教育交流における宿泊体験に関する意向調査」より筆者作成。

接効果や誘発効果が高いとしている。また加藤他（2015）は、受け入れ効果として「全ての家庭が修学旅行生たちとのふれあいが楽しいと回答している」¹²⁾と、その社会的効果を挙げている。そして組織運営について『伊江島方式』が大きな役割を果たしている」とし、「受け入れ家庭に対して修学旅行生には家族として接すること」「民泊事業はあくまでも副業とすること」「民泊実施校からの体験料の支払いを前払いで行うこと」¹³⁾および受け入れ休日の設定（水・土曜日等を受け入れ日から外し、受け入れ疲れを防いでいる）等をあげ、魅力的な受け入れ地であり続けるために、地域の関係者が地域の生活環境を守る意識と仕組みを持つことが重要としている。

以上のとおり、受け入れ側は農泊体験に対して地域への社会的効果を評価しているが、伊江村の事例のような経済的効果を評価している地域は多くない。農泊を継続していくためには地域としての意義の共有化、および受け入れ家庭への支援体制の構築が求められる。

5. 大井町の農村体験事業

本章では、神奈川県で行われている農泊推進事業の概要を見たうえで、大井町の農村体験事業の経緯や推進体制について述べる。

5.1 神奈川県内の農村体験事業について

農泊推進対策事業は、国の農山漁村振興交付金（農泊推進事業）¹⁴⁾を活用して、農林漁業体験や農泊の受け入れを促進するものであるが、神奈川県下では表 5 のとおり 2017 年に大井町および横須賀市が交付金を受け活動を開始した。翌 2018 年には県西地域で松田町・山北町・南足柄市が採択され、さらに開成町が新たに応募しており、足柄上郡 5 町のうち大井町を含む 4 町が農泊事業に取り組んでいる。

表 5 神奈川県内の農山漁村振興交付金・申請団体一覧

公募時期	市町村名	補助金等交付者	農泊推進	人材活用	施設整備
2017 当初	横須賀市	横須賀西海岸体験たび推進協議会	○	—	—
	大井町	相和地域活性化委員会「相和もりあげ隊」	○	○	—
2017 追加	相模原市	藤野里山交流協議会	○	○	—
2018 当初	三浦市	みうらレンタサイクル運営協議会	○	○	—
	松田町	yadoriki healing village 推進協議会	○	○	○
	山北町	山北町都市農村交流活性化推進協議会	○	—	—
2018 追加	相模原市	株式会社藤野倶楽部	—	—	○
	茅ヶ崎市	ちがさき体験滞在型旅行推進協議会	○	—	—
	南足柄市	南足柄市農泊推進協議会	○	○	—

出典：神奈川県への聴き取りから筆者作成。

5.2 大井町の農村体験事業について

本節では、神奈川県足柄上郡大井町（以下大井町）で行われている農村体験事業の経緯や推進体制について述べていく。

大井町は神奈川県の実西地域にあり、首都圏から 70 キロ圏に位置し、新宿から電車では小田急線で 90 分、車では東名高速で 60 分の位置にある。町の約 6 割が相和地区を含む丘陵地であり畑作等が行われている。4 割の平坦地には水田のほか工場、住宅等が広がっている。

大井町の人口推移を見ると表 6 のとおりこの 20 年ほどで住民数・世帯数とも増加しているが、これは平坦部にある金田・曾我地区の人口増加に起因しており、相和地区は住民数で 450 人の減少が生じている。相和地区は丘陵部にあり、最寄駅（新松田駅）から離れていること、全体が市街化調整区域に指定されていること等から地域の開発が難しく人口の減少が続いているものと考えられる。

この人口減少が著しい相和地区の活性化を図るため、大井町第 4 次総合計画（2001～2010 年）で「いこいの里・相和」推進プロジェクトを始めた。その中で、相和地域を「自然あふれる起伏の中に農地と集落が点在する里山的風景が強く残る地域」と位置付け、「農地や山林等の地域資源を活かし、住民や関係団体と協働・連携して、都市住民との交流による地域活性化を図っていく」と、市街化調整区域として大規模開発が難しい制約を踏まえて、「里山」を打ち出していく方向性が示されている。

表 6 大井町の住民数・世帯数の推移

	1998 年		2018 年		1998-2018 年増減	
	住民数	世帯数	住民数	世帯数	住民数	世帯数
相和地区	1,856	572	1,406	502	-450	-70
金田地区	10,280	3,403	11,227	4,582	947	1,179
曾我地区	4,242	1,371	4,486	1,750	244	379
大井町合計	16,378	5,346	17,119	6,834	741	1,488

出典：大井町役場資料より筆者作成。

さらに、大井町第 5 次総合計画（2011 年～2020 年）で相和地域の活性化が打ち出され、2013 年に相和地域活性化委員会が設置され、翌 2014 年「相和地域の活性化に関する意見書」を町に提出した。その意見書の具現化に向けて町の若手職員で組織された「相和地域活性化職員検討委員会」が作られ、加えて若手の地域住民による「相和地域活性化（イベント・施設整備関係）検討部会」が設けられた。そして 2015 年相和地域活性化委員会に計画（案）が提出され、「相和地域への交流人口増加とファンづくり、定住につながる地域の創出」という方向性と具体的な検討策として交流体験事業（民泊含む）を推進していくことが決定された。

2017 年、相和地域活性化検討委員会・検討部会を核に任意団体「相和もりあげ協議会」が設立され、農林水産省の補助金を活用し、体験イベントや民泊の試行に向けた勉強会の実施や試行実践を開始した。そして 2019 年農村体験事業の自走化を図るため、「相和もりあげ協議会」や相和地区で農業体験等を提供していた「ゆめおおい体験塾」等の関係者を中心に（一社）神奈川県大井の里体験観光協会を設立し、民泊受け入れ家庭の勧誘や利用団体の誘致等の活動を行っている。

6. 大井町の民泊受け入れ農家の勧誘経緯と受け入れ阻害要因

本章では大井町で進められている民泊家庭の勧誘を通して、民泊家庭の勧誘経緯と受け入れを断った家庭の阻害要因についてみていく。

6.1 民泊家庭に勧誘経緯について

民泊家庭の普及について、加藤他（2015）は伊江村の事例で「観光協会理事が個人的な関係性によって」¹⁵⁾受け入れ家庭を募ったとしており、また坊・中村（2013）は東近江市の事例から「農泊事業の普及構造は、少数の中心人物と勧誘される世帯との二者間関係によって成立している」¹⁶⁾とし、誘われた家庭が他の家庭を勧誘するリレー方式にはなっていないと分析している。このように先行研究では、勧誘は少数の関係者により行われているとされているが、大井町においてどうか、（一社）神奈川県大井の里体験観光協会事務局への聴き取り調査を行った。同地区での民泊家庭は 2019 年 9 月時点で 21 軒であり、参加時期・参加経緯・年代をまとめると表 7 の通りである。

2016/17 年に相和もりあげ協議会のメンバー 5 軒が初期登録家庭となり、その知人等を勧誘し 11 軒の家庭が登録された。翌 2018 年には 7 軒の登録があったが、その内 4 軒は同一の初期家庭による勧誘、2 軒は相和もりあげ協議会事務局の女性職員による勧誘であった。そして 2019 年に入り 3 回の住民向け説明会が開催され、その参加者から 2 軒が登録、また観光協会職員 1 軒が登録し計 21 軒となった。これを関係図で示すと図 1 のとおりである。勧誘側には初期メンバー（A～E）および協会事務局（O, P）の 7 名いるが、実体的にはその中の 3 名（C, D, O）が勧誘をしており、なかでも D 氏および D 氏夫人が 7 名を勧誘していた。また勧誘された 9 名からは新たな参加家庭が発生していないことがわかる。このように大井町の勧誘行為は一部の人にとどまっており、東近江市の事例と同様リレー方式には広がっていなかった。

表 7 民泊家庭一覧表

	参加時期	参加経緯	年代	備考
A	2016	相和もりあげ協議会（夫人）	60代	相和活性化委員会（夫人）
B	2016	相和もりあげ協議会	70代	相和活性化委員会
C	2016	相和もりあげ協議会（子息） そばの会会長	70代	検討部会会長（子息）
D	2017	相和もりあげ協議会（夫人） 地区会館の職員（夫人）	60代	検討部会（夫人）
E	2017	相和もりあげ協議会	30代	検討部会
F	2017	D氏の知人	60代	
G	2017	D氏の知人	60代	検討部会（夫人）
H	2017	D氏夫人の知人	60代	
I	2018	D氏の知人	70代	
J	2018	D氏夫人の知人	40代	
K	2018	D氏夫人の知人	80代	
L	2018	D氏夫人の知人	50代	
M	2017	C氏の知人（そばの会）	70代	
N	2017	C氏の知人（そばの会）	60代	
O	2018	相和もりあげ協議会の事務局	50代	
P	2019	相和もりあげ協議会の事務局	70代	
Q	2017	O氏の知人	40代	
R	2018	O氏の知人	60代	
S	2018	町広報の一般公募	50代	
T	2019	民泊説明会	70代	検討部会（子息）
U	2019	民泊説明会	50代	

出典：観光協会事務局への聴き取りから筆者作成。

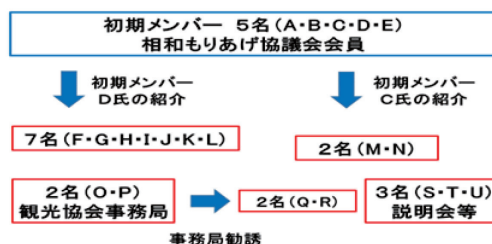


図 1 参加家庭の加入経路

出典：観光協会事務局への聴き取りから筆者作成。

民泊家庭の勧誘がリレー方式にならない要因はどのようなことなのか、次節では受け入れを断った家庭についてその理由をみていく。

6.2 受け入れの阻害要因について

民泊家庭についての研究は今までも行われているが、受け入れを断った家庭に関する研究は管見によれば見当たらない。本節では観光協会が行った説明会出席者への調査および観光協会への聴き取り調査を通してその要因を分析する。

6.2.1 観光協会が行った説明会出席者へのアンケート調査について

同観光協会では、2019 年度に入り 3 回の体験民泊説明会を行っており、出席者アンケートで参加の意志、不参加の理由について調査をしている。

参加意思については、「受け入れる」または「考えたい」等、検討の意志がある者は 14 名 (30%) であり、受け入れにくいと回答した者が 23 名 (50%) と半数を占めている。説明会の参加者は、民泊にある程度関心を持つ住民と考えられるが、その参加者においても半数の住民が受け入れにくいと意思表示をしている。その理由はどのようなものか、受け入れにくいと答えた者があげている不参加の理由についてみていく。

不参加理由については「料理の準備が大変」「掃除が大変」「他人を家に入れることに抵抗がある」「布団等の備品投資に費用が掛かる」「家族の他の方が反対している」「家族の説得に時間がかかりそう」「その他（自由記入）」の選択肢を用い、複数回答で理由を聞いている。

回答内容から、受け入れを断る要因は次のように整理される。

第一に「準備・世話の大変さ」と回答したのが 14 人（掃除 5 人、布団等 5 人、料理 4 人）である。説明会の意見交換のなかでも、主婦から「準備・世話は自分たちがやることになるが、普段使っていない部屋の掃除は大変、布団も前に干したり片づけたり大変」という意見や、料理についても「子どもたちが喜びそうなごちそうを作るのは大変」という意見が出た、とのことであった。事務局からは「大げさに考えず、親戚の子たちを迎えるように」と説明しているが、「周囲の家庭のことも気になり、そうもいかない」という声が主婦から出ている。

第二に「他人を受け入れることへの抵抗」と回答したのが 6 人である。世話の大変さや他人への気遣い、トラブルへの不安感等が考えられる。児童の受け入れを前提として説明をしているが、けんかやいじめ、または病気やケガに対する心配、暴れられても困るし静かにさせておくのもかわいそう等、

受け入れる際に考えられるトラブルや日常生活を乱されることへの不安・心配が意見として出されている。

表 8 説明会参加者の参加意思

	今後受入れ てもよい	3 年後修学 旅行時は受入 れてもよい	今後相談に のってほしい	少し考え たい	受入れ にくい	無回答	計
第 1 回	3	1	3	1	7	3	18
第 2 回	0	1	0	1	5	4	11
第 3 回	0	1	1	2	11	2	17
計	3	3	4	4	23	9	46

出典：観光協会事務局への聴き取り調査から筆者作成。

第三は「家族の反対」と回答したのが 11 人（反対 8 人、説得に時間がかかる 3 人）である。民泊受け入れは家族全員の生活に影響するものであり、全員の同意がないと円滑に進まない。理由は上記の他、「趣旨に賛同しない」「面倒だ」「忙しい」等々、いろいろあると考えられる。

「その他」では「高齢のため」「受け入れる余裕がない」「まだよく理解できない」等の回答があった。その中で 4 人から回答のあった「高齢のため」について付言しておく。いわゆる農家民泊が推進されてきた背景は、第 3 章で述べたとおり人口減少・高齢化等による農山漁村の衰退である。都市部からの受け入れにより地域の活性化を目指す、現実には地域の高齢化解消にはつながらず、高齢化という構造が受け入れ態勢の構築に支障をきたすという構図になっている。

大井町でも既登録家庭が高齢化のため受け入れが難しくなっている問題が生じており、本稿では詳しく取り扱わないが、高齢化の解消を目指した取り組みが高齢化により頓挫するという問題は、今後農家民泊を見ていくうえで重要な視点になるだろう。

6.2.2 不参加の理由について

前項のアンケート調査の分析で、「準備の大変さ」「他人受け入れの抵抗感」「家族の反対」の 3 項目が主な阻害要因として考えられるが、本項では不参加の理由について、観光協会に行った聴き取り調査の結果を述べる。観光協会では家族状況や地域での活動状況をもとに、主に子どもが独立をした 60、70 代の家庭を勧誘しているが、不参加家庭の主な理由は以下のとおりであった。

- ・家族（夫）は反対していないが、やるからには完ぺきにやりたい性分なので準備が大変（70 代女性）
- ・家族（夫）が他人を受け入れるのが面倒くさいと反対している、自営の仕事に支障が出る（60 代女性）
- ・家族（妻）が反対している、受け入れ準備や子どもの面倒を見ると妻の負担になる、高齢なので大変である、民泊の趣旨に対して納得をしていない（70 代男性）
- ・家族（妻）が反対している、夫婦ともに忙しく準備が大変、民泊の趣旨について納得をしていない（70 代男性）
- ・準備が大変、他人受け入れの抵抗感（トラブル等の不安）、子どもの面倒を見る人手がなく預かるのに向いていない（50 代女性）

以上の聴き取り結果を 3 項目に照らして分析する。

- ①「準備の大変さ」について、4 家庭で理由に挙げているが、「大変」と感じているのはいずれも主婦の意見として出されている。主婦自身の意見として、また男性からは「妻が大変」「妻の負担」という意見が出された。「準備・世話」にあたっては主婦の負担に負うところが多く、主婦が賛同しない家庭では受け入れが難しい。
- ②「他人受け入れの抵抗感（トラブル等の不安）」について、明確に理由としているのは 1 家庭であり、家族構成（父娘の二人暮らしであり不安）により不安を感じていた。他の家庭では抵抗感について言及がなかったが、これは面倒くさいという理由で先に受け入れ拒否の判

断をしているため、他人受け入れの抵抗感（トラブル等の不安）について話が及ばなかったと推測される。

- ③「家族が反対」について、女性に聞いた3家庭のうち1家庭で「ご主人も反対」という話があったが、この家庭はそもそも妻が自営のため受け入れたくないという気持ちがあった。他の2家庭については「家族（主人）」が反対しているという理由はなかった。男性への聞き取り2家庭ではいずれも「家族（妻）」が反対しているという理由をあげていた。ここから主婦の賛同が受け入れの可否を決めることがわかる。
- ④なお、「高齢」を理由の一つとあげていた家庭が1家庭あった。また、男性からは「修学旅行の受け入れ」という趣旨に対する異論が出ていた。

このように、受け入れを断った家庭では①「準備の大変さ」③「家族が反対」が多く理由となっており、受け入れの世話を担う主婦の反対が要因となっていた。そしてこの理由は、第4章第2節で受け入れ家庭が抱えている食事・宿泊提供上の課題で出されていた「メニューの悩み」「子どもたちとの接し方の悩み」とも同様のものであり、実際に受け入れた際に子どもたちの世話をする主婦の懸念から生じているものと推測される。

民泊受け入れは、その家庭の事情に大きく左右される。そしてそれは実際に受け入れた際に世話をするその家庭の主婦の判断によるところが大きく、主婦の受け止め方や事情に左右される。また現在では地域社会においても他人の家庭に踏み込むような行為は避けられる。そのため既受け入れ体験家庭は、地域活性化という目的、子どもとのふれあいという自己の体験は語れてもそれを他の家庭に押し付けるような勧誘はしにくいのではないだろうか。

「主婦が受け入れの負担を担うこと」「主婦も就業・活動をしていること」「主婦自身が高齢化していること」等各家庭の事情を踏まえると、既受け入れ家庭の主婦は安易に勧誘活動に加わることができず、受け入れ家庭がリレー式に勧誘する形になりにくい要因になっていると推測される。

7. まとめ

2019年9月20日、28日大井町を訪問し、観光協会事務局、町役場担当者から大井町相和地区の農泊事業の取り組みについて聴き取り調査を行った。同地区には2018年8月以来、収穫体験・民泊体験等で複数回訪問しており、この事業にかかわる人たちの地域を思う気持ちに触れてきた。2019年4月（一社）「神奈川県大井の里体験観光協会」が立ち上がり、教育旅行の受け入れを念頭に80軒を目途に受け入れ家庭の拡大を図っているが思うように伸びていない。本稿では、受け入れ家庭の勧誘がどのような経路・関係性で行われているのか、また受け入れを勧誘された家庭がどのような理由で受け入れを断るのか、関係者への聴き取り調査から明らかにしてきた。

勧誘にあたっては、被勧誘者が新たに勧誘者になっているのか、勧誘がどのような関係性で行われているのかを調査した。その結果、勧誘者は初期メンバーの一部（2名）と協会事務局（1名）にとどまっており、被勧誘者が新たな勧誘者になっていることはなかった。また、勧誘にあつ

ては、町の広報・説明会等の公的関係で参加する家庭は少なく、多くは勧誘者と何らかの個人的関係性から参加していた。さらに、勧誘家庭の主婦が実質的に多くの勧誘を行っていたり、協会事務局の女性職員が勧誘にあたる等、女性間のつながりが効果的であることがわかった。

次に阻害要因について、地域の活性化を目指した活動にもかかわらず参加家庭が増えない理由はどこにあるのかを明らかにするために、説明会参加者のアンケート分析および関係者に聴き取りを行った。その結果、「準備の大変さ」「他人受け入れの抵抗感」「家族の反対」が主な理由であった。「準備の大変さ」については主婦の意向が強いことがわかった。また「家族が反対」という理由も多かったが、その「家族」も主婦が多いと推察される。家族の世話がようやく落ち着いた家庭や、主婦が自営や農業の担い手になっている家庭等、各家庭での主婦の働きを考えたとき、夫は妻の心情に配慮しているものとする。「他人受け入れの抵抗感」には子どもを受け入れる際のトラブルや面倒に巻き込まれることへの抵抗感が推察される。このように地域の活性化という理念だけでは活動は広がらず、それを受け入れる家庭（特に主婦）の事情を斟酌し、物理的・経済的・心理的な負担を軽減する工夫が求められるだろう。

以上、地域での民泊受け入れ家庭の拡大には女性（主婦）がキーパーソンになることから、主婦の意見を取り入れた負担軽減策を考えること、そのうえで主婦から主婦のネットワークを活用した勧誘活動を展開すること、この二点が今後の受け入れ家庭拡大の必須条件になるだろう。

農山漁村地域での民泊交流事業は教育旅行の拡大という形で成果を上げており、また訪日観光旅行者の地域での受け入れ先として期待されているが、本調査で受け入れ困難の理由に世帯の高齢化を挙げている家庭が散見された。本稿では民泊交流事業と地域の高齢化の関係について深く触れていないが、継続的に受け入れ家庭の維持・拡大を図っていくにあたり、この問題が同事業に影響を及ぼす懸念は大きく、今後の研究課題として注視していきたい。

註

- 1) 文部科学省が全国の公立小学校・中学校・高等学校を対象として 2016 年度の宿泊体験活動・農山漁村体験活動について調査し「農山漁村体験活動実施人数等調査」として発表した。
- 2) 小野智彦（2015）p.3
- 3) 国立教育政策研究所が「児童生徒の社会性を育むための生徒指導プログラムの開発」を目的として平成 13 年～15 年に行われた研究の成果をまとめている。
- 4) 学校教育法第 31 条の前段を記載した。
- 5) 小野智彦（2015）p.6
- 6) 鈴木源太郎（2017）p.102
- 7) 「民泊あり」とは、客室面積が 33 ㎡未満の農林漁家に 1 泊以上宿泊した場合とし、民宿、ホテル及び青少年教育施設等の公共施設にのみ宿泊した場合を「民泊なし」としている。
- 8) 小規模簡易宿所営業とは、農林漁業者が営む客室延床面積 33 ㎡未満でも簡易宿所営業が認められた農林漁業体験民宿業をいう。
- 9) 藤本高志・内藤重之（2013）p.77
- 10) 藤本高志・内藤重之（2013）p.78
- 11) 藤本高志・内藤重之（2013）p.79

- 12) 加藤愛・細野賢治・山尾政博 (2015) p.282
- 13) 加藤愛・細野賢治・山尾政博 (2015) p.282
- 14) 農山漁村振興交付金(農泊推進事業)は、「農泊」を農山漁村の所得向上を実現する上での重要な柱として位置付け、主要観光地に集中しているインバウンドを含めた旅行者を農山漁村に呼び込み、宿泊者や農林水産物の消費拡大を図ることを目的にしている。
- 15) 加藤愛・細野賢治・山尾政博 (2015) p.281
- 16) 坊安恵・中村貴子 (2013) p.441

引用文献

- 坊安恵・中村貴子 (2013)「体験教育旅行における受入れ農家民泊の普及過程に関する研究」『農林業問題研究』第 191 号 地域農林経済学会 pp.179-184
- 藤本高志・内藤重之 (2013)「離島地域における民泊体験観光の特徴と地域内経済効果ー沖縄県伊江村を事例としてー」『大阪経大論集』第 64 号第 1 号 pp.73-92
- 加藤愛・細野賢治・山尾政博 (2015)「体験型教育民泊による地域への効果と受入れ組織運営のあり方ー(一社)伊江島観光協会を事例としてー」『農業経済研究』第 87 巻第 3 号 日本農業経済学会 pp.279-284
- 文部科学省 (2018)「農山漁村体験活動実施人数等調査結果」
- 文部科学省 (2002)「体験活動事例集ー豊かな体験活動の推進のためにー」第 1 章 I
- 文部科学省 (2010)「農山漁村での宿泊体験による教育効果の評価について」
- 農林水産省 (2019)「農泊の推進」『平成 30 年度食料・農業・農村白書』第 3 章第 3 節
- 農林水産省 (1991)「地域農業の担い手と農村地域の活性化」『平成 2 年度農業白書』第 1 部 IV
- 農林水産省 (1985)「農村社会の変化」『昭和 59 年度農業白書』第 1 部 III
- 小野智昭 (2015)「子供農山漁村宿泊体験の現状と課題ー宿泊体験受入れ者の意向調査及び実態調査結果ー」第 1 章『農村活性化プロジェクト研究資料』第 6 号 農林水産政策研究所 pp.3-8
- 小野智昭・鈴木源太郎 (2015)「子供農山漁村宿泊体験の現状と課題ー宿泊体験受入れ者の意向調査及び実態調査結果ー」第 2 章『農村活性化プロジェクト研究資料』第 6 号 農林水産政策研究所 pp.9-50
- 新海宏美 (2015)「日本型グリーン・ツーリズムの現状と課題」『経済集志』第 85 号第 4 巻 日本大学経済学部 pp.207-215
- 鈴木源太郎 (2017)「学校側ニーズと受入れ側の地域特性に応じた宿泊体験の方向性」『農業経営研究』第 52 巻第 1・2 号 日本農業経営学会 pp.101-106